

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成29年3月6日（月）午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所中会議室

### 第3 出席委員（五十音順）

石栗正子，岡田幸之，折井純，木元和子，棚村政行，田村幸一，辻川靖夫，中村孝，乃南アサ，野間万友美，原口隆則，卷淵真理子，三森仁，宮嶋芳弘，和田芳子

### 第4 テーマ

家庭裁判所における広報

### 第5 議事

#### 1 基本説明

（委員長）

本日のテーマは、「家庭裁判所における広報」です。

東京家庭裁判所では、当事者の方に対する手続案内だけではなく、広報活動として、広く一般の方々を対象とした見学会等の実施や、小学生から大学生までを対象とした法教育などを行っています。そこで、今回の家庭裁判所委員会では、東京家庭裁判所における広報活動を御紹介し、それについて委員の方々から御意見を伺います。

#### 2 本日の説明内容について

（説明者）

はじめに、裁判所における広報活動の目的の変化について御説明いたします。裁判所の広報活動の目的として、これまで「司法制度及び裁判所に対する信頼感の醸成・強化」という単一的なものから、昨今の社会情勢の変化や国民のニーズの変化により、多様な事項を含むも

のに変わってきているという点について、背景事情についても触れながらお話ししたいと思います。

次に、現在行っている東京家庭裁判所における広報活動について御紹介します。東京家庭裁判所では、広報目的に応じて様々な方法で広報活動を行っています。それぞれの広報活動の内容について御紹介し、それらが裁判所における広報活動の目的達成に向けてどのように貢献しているのかについてお話ししたいと思います。

最後に、今後の広報活動についてお話しいたします。ここでは、東京家庭裁判所の広報活動を更に充実したものにするため、今後検討していく必要があると思っている事柄についてお話しいたします。

### 3 裁判所における広報活動の目的

#### (1) 従来からの裁判所広報の目的について

従来から言われている裁判所の広報活動の目的は、広く国民一般を対象として、「国民に裁判所や司法の役割を正しく理解してもらうとともに、その担い手である裁判官や裁判所職員の実像を正確に認識してもらうことを通じて、裁判所あるいは司法に対する信頼を醸成し、強化していくこと」であり、これは現在も変わっておりません。裁判所に対する国民の理解と信頼は、公正で広く納得が得られる判断や適正迅速な事件処理を通じて培われるものですが、全国民のうち、事件の当事者となる方はごく一部であり、多くの方は当事者として実際に事件に関わることはほとんどなく、ニュースやドラマ、雑誌などの媒体や、実際に裁判手続を体験した方からの話を通じて、司法機関である裁判所において、どのような手続が行われているかを認識し、理解しているのが実情ではないでしょうか。そのような状況下では、国民全体が司法に対する信頼を醸成するには、裁判所が自ら積極的に国民一般に対して裁判所で取り扱う手続につ

いて説明を行うとともに、裁判所職員の仕事などについても発信し、正確な理解をしてもらう必要があります。また、裁判所は、広報活動を通じて国民と接する中で、国民の意識や実情、裁判所には今何が期待されているかについて意識し、より深く国民の期待に応えるべく必要な役割を果たしていくことも期待されています。

## (2) 社会情勢・国民のニーズの増大に伴う広報活動の目的の変化

このように、これまでは「裁判所に対する信頼感の醸成・強化」を目的とした広報活動として、裁判所の組織や手続について正確な情報発信を行うといった一般広報が行われてきましたが、現在の広報活動の目的は、この目的のみにとどまらず、更に多様化しています。そして、この背景には、次のような社会情勢や国民のニーズがあると考えます。

### ア インターネット環境の定着やSNSの発達による情報の氾濫

現代は家庭にネットパソコンがあるというのは当然で、それどころかスマートフォンでいつでもどこでもウェブサイトアクセスできるのが普通のこととなっております。ブログやフェイスブック、ツイッターなどのSNSも急速に発展し、誰もが情報を発信できる時代です。裁判所に関する情報も、ニュースや新聞だけでなく、個人のブログやツイッターでのつぶやき等、様々なもので溢れ返っており、何が正しい情報なのか、取捨選択が困難な環境であると言えるでしょう。そのため、裁判所として正確な情報を提供する必要がより一層高まっていると言えます。

### イ より利用しやすい裁判所へのニーズの高まり

これまで、裁判所の広報活動は、おそらく多くの方が本当は裁判所の手続を必要としているにもかかわらず、どのような手続を利用できるのかが分からずに手続を行うことに踏み出せないでい

るのではないかと考え、そのような「潜在的に手続の利用を求めている当事者」に対し、裁判所という紛争解決のための機関があって、そこでどのような手続を利用することができるかについて周知することを目的とした広報を中心に行ってきました。しかし、裁判所の存在や裁判所で利用できる手続のメニューが認知されるようになると、その中身として、もっと具体的な詳しい申立てや手続の流れを、分かりやすく知ることができ、もっと手続を身近に感じて、利用しやすいものにしてほしいとのニーズが高まるようになりました。さらに、平成28年5月から成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、これまで裁判所の関与の必要を感じていなかった国民に対しても、裁判所の利用を促すことが求められ、より利用しやすい手続案内が必要となってきました。

#### ウ 国民の司法参加に伴う法教育の充実の必要性

平成11年に内閣に司法制度改革審議会が設置され、平成13年6月12日に同審議会から意見書が出されました。その意見書に国民の司法参加が盛り込まれ、平成21年5月からは裁判員制度が始まりました。司法制度改革審議会意見書は、その前提として、司法参加の場面で法曹と国民との十分かつ適切なコミュニケーションが求められ、それを実現するためには、司法教育を充実させることなどの条件整備が必要であると述べています。

また、平成28年からは改正公職選挙法が施行されて選挙権年齢が18歳に引き下げられ、今正に成人年齢の引下げも議論されています。成人年齢が引き下げられると、これまで親権者の保護を受けていた18歳、19歳の者が、アパートの賃貸借契約を自ら一人で行うことになったり、一人で締結した問題のある契約を

取り消すことができなくなったりしてしまいます。

以上のような社会情勢を受けて、「法教育」を行う役割を裁判所も担うべきものと言えます。

#### エ 採用希望者の減少による裁判所の人材確保の必要性

就職戦線が学生にとって有利な「売り手市場」となる中、裁判所職員採用試験の申込者の数は年々減少しつつあります。人的資源によって成り立っている裁判所において、優秀な採用候補者を確保するための広報活動が急務となっています。高等裁判所・地方裁判所では、裁判所事務官の採用希望者獲得に向けての広報活動を行っていますが、家庭裁判所では、家庭裁判所特有の職種である家庭裁判所調査官の採用申込者の確保に向けて広報活動を行っています。

家庭内の紛争や未成年者のプライバシーを取り扱う家庭裁判所調査官の仕事については、外から分かりづらく、少年事件における教育的措置や、家事事件における子の福祉への配慮など、職務の重要性が増しているにもかかわらず申込者の数が減少している状況です。裁判所職員の仕事について、若者に周知するとともに、仕事の魅力ややりがいについて触れる機会を確保する採用広報にも今後力を入れて取り組む必要が生じています。

#### (3) 現在の裁判所広報の目的

以上のような社会情勢の変化及び国民のニーズの高まりにより、現在の裁判所広報は、①一般広報を更に発展させ、国民の信頼醸成に資することが求められるとともに、②法教育の充実による国民の司法参加の促進、③採用広報による人材の確保についても取り組む必要が生じており、より目的は広く、充実したものになっていると言えます。

#### 4 東京家庭裁判所における広報活動

当庁における広報活動を御紹介し、それぞれの活動が裁判所における広報活動の目的達成に向けてどのように貢献しているのか御説明いたします。

##### (1) ガイド付き庁舎見学

当庁では、大学や関係機関、民間の団体などから随時庁舎見学の申込を受けており、広報係員による簡単な説明を交えながら、人事訴訟法廷や家事調停室、少年審判廷などの事件関係室を案内しています。また、依頼者のニーズに応じて、少年審判の流れについて紹介した広報用DVDや成年後見制度について紹介した広報用DVDの上映を行ったり、調査官が仕事内容などについての講義を行ったりしています。毎年約800人の方が見学に訪れており、見学者からは「家庭裁判所が利用者に配慮していることが分かった。」「家庭裁判所の手続について何も知らず、漠然と怖いイメージを持っていたが、具体的なイメージを持つことができた。」等の感想をいただくなど、家庭裁判所に対する正しい知識を付与し、手続に対する敷居の高さの解消に役立っています。

##### (2) 東京家庭裁判所ウェブサイト

ウェブサイトは、裁判所の組織や手続紹介、規則集、裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内、採用試験情報、動画配信、オンライン手続など、裁判所全体にかかわる情報を発信するとともに、各地の裁判所が共通メニューのもと独自情報を掲載するサイト構成となっています。東京家裁のウェブサイトは、広報係が管理・編集等を行っており、窓口案内や家事手続案内、広報イベントの参加者募集や結果報告などを掲載しています。

家事手続案内では、事件ごとの手続説明や各種申立書などの申立

てに必要な書類などが、ウェブサイトから自由にダウンロードできるようになっています。その他、裁判手続に関するものとして、「後見サイト」や「ハーグ条約サイト」などの専用ページを設けています。特に「後見サイト」では、申立てを考えている方のための手続の説明及び申立書の書式一式だけでなく、後見人に選任された後に必要な手続をまとめた「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q & A付き）」や「未成年後見人Q & A」といった書式も紹介し、申立てから選任後までスムーズに手続が行えるように工夫されています。また、後見制度について知りたい方向けの「後見Q & A」、「よくある質問（FAQ）」を掲載して、後見制度についての知識を付与したり、「後見センターレポート」を定期的に配信したりして、最新の情報を提供しています。

当庁独自のメニューについては、東京家裁ウェブサイトのトップページに「窓口案内」、「申立書（書式例）」、「後見サイト」、「ハーグ条約サイト」のバナーを設けて、利用者の利便性の向上（利用者がいち早く目的のページに到達できる。）に取り組んでおり、他の家裁と比べても質的量的に充実したサイト構成となっています。インターネット環境の普及により、家庭裁判所の利用を考えている方が手続について考える最初の入り口として、ウェブサイトにアクセスするということが増えています。ウェブサイトの内容の充実を求める声も大きくなってきていることから、東京家庭裁判所としても、更に利用者にとってより使いやすい充実したウェブサイトを目指しているところです。

### (3) 広報行事

東京家裁では、一般広報のほか、次世代を担う学生や児童・生徒をターゲットとした法教育として、広報イベントを行っています。

参加者に楽しみながら家裁や家裁で働く職員についての理解を深めてもらい、裁判所を身近に感じてもらえるように、一方通行的なものでなく、体験要素や双方向性を取り入れたものにするなどの工夫もしています。本庁では毎年8月に小学校中学年・高学年の児童とその保護者を対象に「夏休み広報イベント」を、10月の法の日週間には高校生以上の学生を対象に「少年審判」にまつわるイベントをそれぞれ行っています。立川支部においても、10月に地家裁合同で「庁舎見学会」を実施しています。また、弁護士会、検察庁、裁判所の3庁合同で、参加者が弁護士会の弁護士の誘導で各庁を見学し、それぞれの担当職員から簡単な説明を受ける「スタンプラリー」を年2回開催しており、司法を身近なものとして感じてもらえる機会を設けています。

#### ア 夏休み広報イベント

夏休みの広報イベントは、小学校3年生から6年生の児童とその保護者を対象に8月上旬の2日間、それぞれ午前・午後の部の計4回実施しています。定員は各回40名（保護者同伴）です。

内容は①裁判官による裁判所クイズ、②模擬少年審判、③庁舎見学の3本立てで行っています。

①裁判所クイズでは、裁判官が参加者の前でクイズを出題し、参加者は3択の番号札を掲げてクイズに答えます。親子で一緒に答えを考えながら家庭裁判所の役割や手続、職員の仕事について知ることができ、最後にクイズの回答集も差し上げているため、帰宅後に振り返りをすることもできます。

②模擬少年審判では、実際の少年審判そっくりのシナリオを用意し、参加児童に裁判官、調査官、付添人（弁護士）役になってもらってそれぞれの役を演じてもらい、少年審判の雰囲気味わっ



てもらいます。少年役，保護者役は職員が担当します。参加児童は，実際に役を演じる中で，少年審判では非行の事実だけにとどまらず，事件の背景となった少年の生活態度等についても詳しく質問することや，処分をするに当たって裁判官が様々な角度から少年が再び非行を犯すことがないかについて考えていることを，学ぶことができます。

③庁舎見学では，一般庁舎見学の内容だけではなく，法服を試着して法廷で記念撮影を行ったり，テレビ会議システムの機器を実際に見て，離れた場所(イベントでは隣の法廷とリンクさせる。)でもやり取りができることを体験したりします。また，庁舎見学の際には，広報係だけでなく，裁判官，調査官，書記官，事務官が出席して，参加者からの質問に答えたり，設備の説明をしたりします。

#### イ 法の日週間広報イベント

法の日週間広報イベントは，高校生以上の学生を対象に夕方4時頃から2時間程度実施しています。定員は60名程度です。

内容は，少年審判について更に理解を深めてもらうことを目的として，①少年審判DVDの上映，②裁判官及び調査官による解説及び質疑応答を行い，③少年審判廷の見学及び裁判所職員に対する質問コーナーを設けています。

①少年審判DVDの上映では，恐喝事件を題材にしたドラマ仕立ての映像を見ながら，裁判官や調査官がどのように少年と向き合い，関わっているのか，少年審判がどのような流れで進むのかについて学習することができます。

②裁判官，調査官による解説及び質疑応答では，現在東京家裁の少年部で勤務している裁判官及び調査官が，DVDの内容について

て補足説明をするとともに、参加者からの質問に答えます。

③少年審判廷見学及び裁判所職員に対する質問コーナーでは、普段は非公開で見ることができない少年審判廷を実際に見るとともに、裁判所職員が参加者一人一人の個別の質問に応じています。裁判所で勤務している職員と1対1で話ができることもあり、②の質疑応答より更に職員を身近に感じられ、裁判所に対する具体的なイメージもつかみやすくなります。また、将来の職業選択の一つとして、裁判所職員という道を考えるきっかけにもなっているようです。

#### ウ 3庁合同スタンプラリー

法の支配の重要性を広く国民に理解してもらうため、その一環として、裁判所、法務省、日本弁護士連合会及び東京三弁護士会で、毎年、5月に憲法週間の広報行事として「霞が関司法探検スタンプラリー」を、裁判所、法務省及び東京三弁護士会で10月に「法の日」週間行事として、「法の日週間スタンプラリー」を実施しています。参加者は3庁を回ってスタンプを押してもらいながら、それぞれの機関で行われている手続や、そこで働く職員について学ぶことができます。東京家庭裁判所では、①少年審判廷の見学及び少年審判手続の説明、②成年後見制度DVD視聴と質疑応答を行っています。また、参加者には最高裁作成の家庭裁判所の手続に関するリーフレットを配布し、学んだことの理解を更に深めることができるように工夫しています。

#### エ 裁判官の出前講義

裁判官の出前講義について御説明いたします。これは、裁判官が都内の小中学校、高校などに出向いて、裁判所の仕組みや裁判官の仕事内容、体験談などについての講義を行う出張サービスで

す。学校側からの希望があれば、生徒らによる少年審判のロールプレイや法服試着体験なども行っています。法服を着ることができたり，裁判官と直接会って対話できたりすることから，とても好評であり，法教育に役立っていると考えます。平成26年度は5校，平成27年度は6校と，毎年一定数依頼が来ており，毎年依頼してくる学校もあります。

#### オ 広報用DVDの貸出

広報用DVDの貸出についてです。

最高裁が作成した広報用DVDについては，一般の方からの要望に応じて，貸出を行っています。現在は，最高裁ウェブサイト上で動画配信されているため，貸出件数は少なめですが，市区町村から，「後見制度について広く市民に知ってもらうために市民講座の教材として使いたい。」という依頼や，夫婦関係の問題を取り扱う民間団体から，「離婚を考えている当事者からの相談を受ける担当者の研修としてDVDを見てもらい，当事者双方からの意見だけでなく，子の視点を取り入れながら対応に取り組めるようにしたい。」との依頼もあり，家庭裁判所での手続の流れや，家事事件における子の福祉への配慮など家庭裁判所の理念を広く国民に知ってもらうことに役立っているものと考えます。

#### カ リーフレットの配布

東京家庭裁判所では，イベント等で来庁された方にリーフレットを配布しています。また，これらのものや東京家裁の御案内などを，裁判所の総合案内に置くだけでなく，広く市区町村や警察署等に送付し，そこでの相談の際に渡していただくなど，近隣に住む住民が手軽に入手できるようにしています。リーフレット等の内容も，裁判所での手続を図やイラストを用いて分かりやすく

したものであり、市区町村によっては、すぐになくなってしまいうことあるといます。庁舎見学に来庁した方へも配布しており、家庭裁判所の役割や手続、また、東京家庭裁判所での手続の窓口について情報提供を行っており、裁判所の役割を広く国民に知ってもらうという一般広報のほか、法教育や採用広報の一翼を担っています。

#### キ 家庭裁判所調査官の仕事についての広報

家庭裁判所調査官の仕事についての広報について御説明いたします。裁判所職員の中で、家庭裁判所調査官という職種は、ほぼ家庭裁判所にしかいない職種です。家庭裁判所の手続の大半が非公開であることから、調査官の存在や役割についてはあまり広く知られていません。そのような職種について国民に知っていただき、家庭裁判所の手続に対する理解を深めていただくとともに、職業としての調査官に魅力を感じていただき、将来の職業選択の一つとして考えていただくために、家庭裁判所では様々な取り組みをしています。

#### (ア) 庁舎見学における調査官講義

1つ目は、庁舎見学における調査官講義です。家庭裁判所での庁舎見学の際に、「家庭裁判所の調査官という仕事をしている方から、家庭裁判所の事件における役割や、仕事の魅力・やりがいを語っていただきたい」との要望を頂いた時には、一般的な庁舎見学に加え、調査官から、調査官の職務や家庭裁判所手続における役割についての講義を行っています。30分から1時間程度ですが、普段はあまり知る機会のない調査官の仕事について、現役の職員から話を聞けるということもあり、毎年講義を希望してくる大学もあります。

#### (イ) インターネットテレビ配信

次にインターネットテレビ配信についてです。平成28年に政府のインターネットテレビに、家庭裁判所、特に調査官の業務について取り上げられました。

実際に東京家庭裁判所に勤務している調査官が、テレビスタジオで家庭裁判所の役割、調査官の職務について説明するとともに、VTRにおいて、少年部、家事部の現役の調査官が普段勤務している様子や仕事内容、仕事への取り組み方についてインタビュー形式で話をしました。裁判官へのインタビューや少年事件の補導委託先の方のインタビューなどもあり、調査官の仕事やそれに携わる人々について知っていただくことができ、調査官の仕事に対する魅力を感じていただくことができるものです。また、調査官養成課程の様子についても紹介し、調査官になるための研修制度についても分かるような構成になっています。

普段あまり知られることのない調査官の仕事について、映像を用いて広報する機会はこれまであまり多くありませんでした。インターネットテレビという媒体は、見たい時間に、見たい分だけ視聴でき、ツイッターでの拡散や、フェイスブックによる拡散ができるという利点があり、不特定多数の、普段裁判所に積極的にアクセスすることのない層に対しても、裁判所の役割や職員の魅力を伝えることができると思います。

#### (ウ) 調査官インターンシップ

裁判所では、平成28年、大学及び大学院の学生を対象とした調査官の業務に関するインターンシップを初めて実施しました。応募により参加した学生が、非公開である家庭裁判所の少年事件及び家事事件の手續のうち、調査の進め方や調査結果の分析、

処遇選択などについて教材事例を通じて模擬体験するほか、現役の調査官及び研修所の教官との座談会等を実施することで、参加した学生の学習意欲を喚起し、職業意識の涵養を図るとともに、調査官の業務への理解を深めてもらうことを目的としたものです。平成28年度は、3日間にわたって実施され、少年事件については、模擬事例を用いたグループ討議面接や審判の模擬体験、家事事件については、子どもの調査等に関する講義などを行いました。調査官の人材確保にも大きな影響を与えるイベントであったと考えています。

(エ) 家裁調査官ガイダンス（業務説明会）

家裁調査官ガイダンスは、調査官に興味のある方々を対象とし、調査官の業務内容及び職業としての魅力を伝え、調査官の仕事について具体的イメージを持っていただくことを目的として行っています。

具体的なプログラムとしては、現役の調査官による業務の説明、調査官との交流会及び職場見学などがあります。中でも、参加者に好評なのは、調査官と直接話をするのできる座談会です。業務に関する質問や受験に関する質問に率直に答えることのできる機会となっていることはもちろんですが、調査官と直接話すことにより、和やかな雰囲気や人柄などに触れ、働きやすい職場として感じてもらうことができ、裁判所のイメージアップにつながっています。

(オ) 大学等での業務説明会への調査官の派遣

また、大学等（※大学のほか、大学院、公務員試験予備校など）から依頼を受け、調査官が出向き、その業務について説明をするという活動も行っています。調査官のみが出向く場合や、

裁判所職員全体の業務の説明のために高裁及び地裁と連携し、高裁・地裁の書記官、事務官とともに、出向く場合があります。

大学等での業務説明会への参加は、学生への周知の機会となり、裁判所職員の知名度を上げられる上、学生に対し、裁判所職員としてのやりがいなどを直接伝えられることから、大学等からの依頼には積極的に対応しています。参加者にとっても、裁判所職員と直接話ができる機会は貴重であり、特に経験談などの具体的な話を聞けることがよいと感じているようです。

これらの広報活動については、裁判所職員について幅広く周知を行い、学生らの関心を高めることによって、優秀な人材を確保するため、今後もより積極的に実施する必要があります。

## 5 今後の広報活動について

ここからは、今後東京家裁として更に検討していく必要があると考えている事柄についてお話しいたします。

### (1) 法教育の取組の充実について

#### ア 更なる工夫の余地

家庭裁判所では、小学生、大学生など若者に対し、様々なイベントを行い、家庭裁判所の役割や司法に携わる職業の紹介等を行ってきました。もっとも、家庭裁判所が行う国民の司法参加を踏まえた、法に関わる基本的な知識、考え方、更にはそれに必要な技能等の教育、という法教育の取組をより一層充実したものにす

#### イ 中高生への広報活動について

現在、小学生に対しては夏休み広報イベント、高校生、大学生、専門学校生、大学院生に対しては法の日週間の広報イベントを行っていますが、中学生に対しては、学校から裁判官の出前講義の

要望がなければ広報活動を行う機会はなく、高校生は、法の日週間の広報イベントの対象になっているものの、参加希望はほとんどありません。そのため、この世代の層にはウェブサイトやリーフレットで家庭裁判所のことを広報するにとどまっています。

法教育の取組の充実という目標のためには、中高生に対しても広報活動を行うことは大切であると考えますが、なかなか参加希望者が集まらないというのが現状です。具体的にどのような広報ができるのか検討しているところです。

#### ウ 国民の声の取り入れ方

裁判所の広報の目的は、第一義的には、裁判所あるいは司法に対する信頼を醸成し、強化していくというものですが、その目的達成に向けての広報活動を通じて裁判所が国民と接する中で、国民の意識や実情、裁判所にはどのようなことが期待されているかについての理解を深め、真に国民の期待に応える活動に取り組めるようになることも期待されています。そこで、庁舎見学、広報行事の参加者やウェブサイト、リーフレットの利用者等、裁判所の広報活動に対して、国民がどのように感じ、今後どのような役割を裁判所に果たしてほしいのかという希望を汲み上げるようにしています。東京家庭裁判所では、広報イベントの際にアンケートを行い、その内容を分析して、広報委員会に報告し、翌年以降、参加者にとって更に充実した広報活動になるよう検討を行っていますが、イベント等以外でも、国民の声を上げる方法として、こういった手段が可能か検討しているところです。

なお、今後の広報活動の充実に向けては、人的・物的資源が限られている中で、最大限の効果を得られる工夫をするといった費用対効果の視点も重要であり、それも踏まえた上で効果的な広報



活動の方法を模索しているところです。

## 6 意見交換

(委員)

中高生への広報活動について、私には中学生と高校生の孫がいるのですが、結構早い時期から、将来の仕事について、学校から指導を受けているようです。また、子供たちも友人や先輩との会話から、大学のどんな学部に行って、どういう仕事に就こうかというあたりまで考えているようです。そこで、学科を選ぶ前の中学生や高校生に、是非、裁判所の果たしている役割であったり、家裁調査官の働きであったりを伝えていただきたいと思いました。頭の柔らかい時期の子供に、そういう機会を与えていただけたらと思います。

(説明者)

職業の一つとして裁判所職員を視野に入れるという意味にしても、やはり早い段階で教育活動ができるということは、非常に裁判所にとっても有益であると思っております。今後更に検討をしてきたいと思っています。

(委員)

東京弁護士会では、法教育を非常に熱心に進めておりまして、私の所属している委員会でも、中学・高校に出張して法教育を行っております。

最初はほとんど要望がなかったのですが、こちらから都内の中学、高校に手紙を送り、「こういうことをやっています。」と宣伝するようになってから、年々要望が増えて、今では年ごとに倍増しているような感じですか。中学生や高校生に対しての法教育の授業では、デートDVなどについて講義をしています。講義の内容だけでなく、弁護士の仕事に関心を抱く生徒も多く、弁護士の仕事や人柄に触れて良かったという感想も聞かれます。

(委員長)

年間何件くらい受けていらっしゃるのでしょうか。また、費用は掛かるのでしょうか。

(委員)

私の所属している委員会では、今年の中・高合わせて30校くらいです。それが各委員会で行われているので、相当な数だと思います。無料で行っていますが、弁護士には弁護士会から日当が出されます。

(説明者)

全体の数として、裁判所はまだ数が少ないので、身近に感じていただけるように、もう少し工夫をしていきたいと思っています。

(委員)

裁判所の広報活動について、メディアとタイアップしていく工夫はいろいろあるのかな、という印象を受けました。夏休みの広報イベントについて、弊社(読売新聞社)は小学生向けの「こども新聞」を刊行しているため、見学ツアーの様子を紹介できると感じました。

それから、一般的な報道としては、今年の本誌でも18歳選挙権の問題に関連して、教育欄だけでなく、一面や社会面で主権者教育について大量の記事が出されました。現在も民法改正による成人年齢引下げが注目されており、法教育が大きなテーマにもなってくると思います。その中で、家裁の仕事とか調査官の仕事を報道機関も紹介していくことができるという気がしました。

中高生への広報活動については、弊社は中高生新聞を刊行しておりますので、それを使って家裁の役割や調査官の仕事を紹介してもらえるといいかなと思いました。今後こちらもいろいろ企画を考えて御相談させていただくこともあると思います。

(説明者)

心強いお言葉をいただき、ありがとうございます。

今後、これからの広報を検討させていただく中で、選択肢の一つとしてまた考えさせていただいて御相談させていただこうと思います。

(委員)

テレビも報道関係でいろいろ相互に協力し合えるのではないかという印象を受けました。また、ドラマで家裁調査官を取り上げる際に、家庭裁判所に監修等をしていただくことも考えられると思いました。

さて、先ほどの発表の中で、SNSなどを中心とした情報の氾濫ということを挙げられていましたが、実際に裁判所がSNSによって被害を受けた例はあるのでしょうか。その際、どのような対応をされたのかも教えていただきたいと思います。

それから、裁判所側のSNSの利用についても伺いたいと思います。海外の公的機関では、フェイスブックやツイッターを使って情報発信をしています。短い情報であるため見やすく、身近に感じられて情報交換もすることができる印象を受けているのですが、東京家裁で今後SNSを利用した広報活動を考えていらっしゃるのでしょうか。

(説明者)

SNSによって裁判所が被害を受けた例につきましては、現時点ではございません。先ほど説明した趣旨としましては、いわゆるインターネット環境の充実に伴うSNSの発達により、現在は正しいものも誤っているものも含めて膨大な情報が飛び交っていると、そういう中で裁判所として正しい情報を発信しなければいけないということで御説明いたしました。

SNSを利用した広報については、正に今後どうしていこうか検討しているところです。裁判所職員の採用試験の広報においては、最高裁判所がフェイスブックを開設し、少しずつ利用を広げている状況です。東

京家裁として具体的にどんなことを行っていくかについては今後検討していくつもりです。

(委員)

私は、今後の広報活動について、グローバル対応について検討が必要だと考えます。大学や他の関係機関でもそうですが、その機関について外国語で説明したり、調停や審判についてもどういう手続であるかを外国語のリーフレット等で説明したりできるとよいと思います。家庭裁判所でも、家裁の業務内容を英語で示したものがあるようですが、少しニュアンスが違うのではないかと感じるものもあります。調停や審判について、非常にアンフェアなことが行われているという誤解が海外で流れてしまうこともあるので、正しい情報提供を行うためにもグローバル対応は必要だと思います。

それから、SNSについてですが、SNSの発展に伴い、いろいろな書き込みができて、誤った情報が流れてしまうという問題の他にも、事件について特定の職員を名指しで攻撃したり批判したりされてしまうという問題も出てくると思います。そういう状況に対して、裁判所としては、個々の事案についてコメントすることは難しいかもしれませんが、真摯に取り組んでいることを発信し、国民の理解を得ていく努力が必要だと思います。メディアの発展に伴い、そういったメディアに対して適切な情報を提供していくことが重要だと思います。

(説明者)

ありがとうございます。グローバル対応については、現在、外国人の方、外国籍の方が関わる案件も増えていることから、正確な資料を充実させることを考えていかなければならないと思っております。SNSについては、情報セキュリティの問題も考慮しながら工夫できないか考えていきたいと思っております。

(委員)

潜在的に裁判所の利用を求めている当事者に対する働きかけについてお話ししたいと思います。

私は以前、ショッピングセンターの女子トイレに、DV被害を受けている方に向けた相談窓口の紹介を易しい言葉で書かれているカードが設置されているのを見て、こういった広報もあるのではないかと感じました。裁判所というのは、当事者にとってはものすごく敷居が高く、自分の抱えている問題が裁判所に直結するとはまず思いません。また、特に家事事件の利用が必要な方は、精神的に非常に追い詰められていて、視野が狭くなっている方が多いと思います。本当はすぐ駆け込むべきなのかもしれないけど、別次元のように思っている人が実は多いと思うので、例えば離婚を考えるに当たって、「あなたは暴力のことで悩んでいませんか。」とか、「夫の浮気で悩んでいませんか。」とか、こっそりでいいから、易しい言葉で、まず何か語りかけるようなことはできないものかなと思いました。

(説明者)

ありがとうございます。潜在的に利用を求めている人に手続をきちんと知らせるということについては、今までも検討してきたことではありますが、更に拡充していく必要があると思っております。今後また引き続き検討していきたいと思っております。

(委員)

申立を考えている当事者への広報について、東京三弁護士会のバックアップ会議で出た意見をご紹介します。

ホームページやリーフレットは、専門家が見れば、書式が載っていたり、ツールが載っていたりして非常に参考になるものの、一般の方にとっては、自分の悩みがどの手続に当たるのか考え、必要なページ

にたどり着くことは困難だと感じます。もっと具体的に、例えば、離婚をお考えの方へとか、あるいは、親族がお亡くなりになった方へとか、そういう訴えかけるようなホームページの表題が必要ではないかという意見がありました。

(委員長)

ありがとうございます。本当に、たくさんの御意見をいただきました。伺った御意見につきましては、これからの執務に大いに参考にさせていただきたいと思います。

## 第6 次回予定

平成29年7月12日(水) 午後3時30分